衝突被害軽減制動制御装置[対車両]性能試験の改正概要

1. 変更方針

衝突被害軽減ブレーキ[対車両]評価試験にあっては、平成26年度の評価試験導入時に 検出装置が安定作動するか否かの不安があったことから、各速度域の試験を3回実施して その中央値を試験結果としている。

平成27年度前期評価試験では評価結果が安定していたことから、当該装置の大幅な性 能向上と検出装置等の安定作動しているものと推察するところ。

このため、過去の評価試験結果を検討し評価結果に影響が無い場合は、平成28年度か ら各速度域における試験回数を1回としたい。

- 2. 検討結果
- (1) 試験回数

これまでの全試験結果(N=1776)を、従来方式の結果(3回の中央値)を用いて試験 回数を1回とした場合、試験回数は約60%削減される。

(2) 総得点への影響

これまでの全試験結果の90%は±0.5点に収まるが、0.5点以上の得点差がある 車種もあったことから正しい評価が出来ない可能性がある。(グラフ1)

(3) 試験結果の影響がある評価結果の検討

1回目の試験結果が「衝突」「不作動」であった車種について、中央値との乖離を調 査したところ、約6km/h程度であった。

このため、自動車製作者等から提出された事前申告値より<u>±5km/h以上乖離した場合</u>は、従前通り評価試験を3回実施したうちの中央値を採用することにより、0.5点以内に収束する。(グラフ2)

なお、自動車製作者等は、当機構の試験方法と同じ方法により計測した値を事前申告 値として提出する。

